

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

宇和島市津島町下畑地地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称 宇和島市津島町(下畑地の第15)の地籍図及び地籍簿
2. 閲覧期間 令和7年12月3日から
20日間
令和7年12月22日まで
3. 閲覧場所 宇和島市役所本庁：12月3日(水) ～ 12月5日(金)
岩松公民館：12月8日(月)、12月10日(水) ～ 12月22日(月)
畑地公民館：12月9日(火)
4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者
に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
6. 閲覧は、期間中宇和島市役所本庁は9時から16時まで、岩松公民館及び畑地公民館は
9時から15時まで行うこととする(ただし、閉庁日を除く)。

令和7年12月2日

宇和島市長 岡原文章

